

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和 7 年 3 月 31 日事務連絡」という。）により、令和 7 年 2 月 10 日までにやむを得ず請求できなかった金額について、令和 7 年 5 月末までを事業完了予定日として交付金の事故繰越による対応を行うこと、事故繰越による対応をもって交付金が終了することに伴い、公費支援は令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）の請求をもって終了することをお知らせしたところです。

今般、下記のとおり、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、各都道府県におかれましては、管内医療機関及び薬局に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求について（再周知）

令和 7 年 3 月 31 日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和 7 年 4

月診療分（５月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、管内医療機関及び薬局へ周知いただくようお願いいたします。

- ２．令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和７年５月２１日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼していますので、その旨御了知の上、管内医療機関及び薬局へ周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

(別紙)

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了に伴う対応について（依頼）」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和 7 年 3 月 31 日事務連絡」という。）により、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求を最後に公費支援に係る予算措置を終了し、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求について受付を行わないよう依頼させていただいたところです。

今般、下記のとおり、令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和 7 年 3 月診療分（4 月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、内容について御了知の上、ご対応いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 7 年 4 月診療分（5 月請求分）以降の請求について（再周知）

令和 7 年 3 月 31 日事務連絡のとおり、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知）及

び「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和５年９月２８日保医発 0928 第１号厚生労働省保険局医療課長通知、令和５年１１月７日最終改正）による公費負担者番号に係る請求について、令和７年４月診療分（５月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求の受付は行わないようお願いいたします。

- ２．令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和７年３月診療分（４月請求分）までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、再審査請求の取扱いを整理するまでの間、医療機関及び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求について医療機関及び薬局に返戻又は貴団体において保留いただくようお願いいたします。